

2020年 4月27日

山形酸素株式会社

新型コロナウイルス感染症対策に係る LP ガス料金の支払い猶予について（第二信）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、LP ガス料金の支払いが困難な事情のある個人および個人事業主のお客様について当社は下記のとおり支払猶予の措置を講ずることといたしました。

記

1. 『LP ガス料金支払猶予の適用対象』

新型コロナウイルス感染症の影響により、休業および失業等で一時的にガス料金のお支払いが困難なお客様で当社へ支払猶予の申出をされ、ならびに緊急小口資金貸付の申請および貸付を受けたことを証明する写し、または休業補償金申請等の写しを提出されたお客様。

2. 『LP ガス料金支払猶予期間等の内容』

2020年5月検針分から2020年7月検針分のガス料金については支払期日を検針日より最大3カ月後の月末日まで猶予いたします。

例：5月検針分ガス料金の支払猶予期間は8月末日まで。

6月検針分ガス料金の支払猶予期間は9月末日まで。

以降、同様の措置といたします。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】 山形酸素株式会社 営業本部 電話 023-645-0412